

(その1)

# 収支報告書

※該当箇所にすること

(ふりがな)

1 政治団体の名称

いたばしかずよしのぎまちこうえんかい  
板橋一好野木町後援会

2 主たる事務所の所在地

〒 329-0105  
下都賀郡野木町大字川田339-3

3 代表者の氏名

鈴木 隆之

4 会計責任者の氏名

田中 二三江

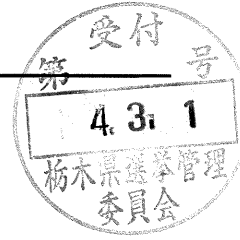
5 令和 3 年分

事務担当者の氏名

坂口 進治 (電話) 0280-57-2806

事務担当者の氏名

(電話)



## 政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

## 資金管理団体の指定の有無 (12月31日又は解散時点)

- 有
  - 無
- 公職の種類 \_\_\_\_\_  
資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

## 資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

※ 受付	3/1
審査	3/1
入力	
修正	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

04d0065



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 1 日

政治団体の名称

板橋一好野木町後援会

会計責任者の氏名

田中 二三江



代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）



(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。